

ば可動的老齢退職金を請求する者は、それと同一の時点から企業年金をも受けるのである。この規定は、既に公的老齢退職金を受けている者にも適用される。この者は從来資格のなかった扶養請求権を以前の使用者に対して請求できるのである。企業の老齢者扶養の給付は、この法律の発効の時、1974年12月22日から、支給される。

Die Welt, 1974, 12, 24.

(安積銳二 国立国会図書館)

## 新たに発効する法律

(西ドイツ)

12月19日連邦参議院は下記の法案を可決し、これによりいずれも直ちに発効する。

○企業年金法 政府提出案がそのまま参議院を通り、年内に発効する。これでもってこの法律は1971年末までに遡る雇用関係に対しても適用される。

(この内容については別稿「企業年金改善法議会を通過」に紹介)。

○疾病保険法 保険医の権利の伸展および年金受給者の疾病保険の財政的改善に関する政府提出法案はいくつか重要な点で参議院の訂正要求を受けた。法律の第一部では、必要で均等な医療を確保することを目的としている。参議院では、法律の要求する水準は、保険医師会だけの責任ではなく、疾病金庫および管轄の邦官庁と協力することを要求している。

参議院が強く危惧の念を表明したのは、疾病保険が保険料の上昇で今後の財政上の困難に対応できるかということで、政府が年金受給者の医療費を年金保険と疾病保険に分割する問題を単に一時的な規定にしかしていないことを、遺憾なこ

ととしている。

財政予測はすべて政府から社会評議会に移されることになった。疾病保険、災害保険、労働促進および社会扶助の財政に関する中期見通しもすべて同様である。

参議院は、「保健制度の改正、疾病保険全般の財政体系、被保険者および経済の負担能力に関する根本的検討」を勧告している。

○負担調整 参議院は負担調整法の一部改正に同意し、いわゆる占領地域被害者はその他の被害者グループと同じ扱いを受けることとなった。東独に於ける被害はその主補償額の基本額に対して1953年1月1日から利子が支払われることとなる。

○社会奉仕活動 社会的援助奉仕促進のための法律は1977年末まで延長されることとなった。これは社会施設における特に18歳以上の青年の奉仕活動を進めため社会保険の特典を付与するものである。

○国籍法改正 1975年1月1日から嫡出子の親の一方がドイツ人であれば、出生によりドイツ国籍を取得するよう、国籍法の改正に参議院は同意した。

その他、エネルギー節約のための日曜の走行禁止の延長、外国人労働者の不法雇用の禁止、社会住宅の家賃値上げ等が参議院の同意を得た。

Die Welt, 20, Dezember, 1974.

(安積銳二 国立国会図書館)